

## 差止請求書兼申入書

平成25年12月2日

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号  
株式会社サイバーエージェント  
代表取締役 藤田 晋 様

適格消費者団体・特定非営利活動法人  
埼玉消費者被害をなくす会  
理事長 池本 誠司 (弁護士)  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL 048-844-8972 / FAX 048-844-8973  
担当 事務局長 岩岡 宏保

### 第1 差止請求について

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定を受けております。

当会は貴社に対し消費者契約法41条1項の請求として本差止請求書を差し出します（従って、本書が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。）。

つきましては、本書面到達後1週間以内に、書面にて貴社の対応をご回答下さい。なお、貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがある旨を念のため申し添えます。

### 第2 請求の要旨

貴社の使用する「アメゴールドガイドライン」（以下「本規約」という）の条項中、以下条項の使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めます。

#### 9. 免責

「(3) 当社は、20歳未満の会員におけるアメゴールドの購入において、万一20歳未満の会員が本ガイドラインに違反し、親権者の同意を得ていない場合であっても、事後の購入取消の申し出はお受けいたしません。」

### 第3 紛争の要点

1 貴社のサービスを利用する未成年者が貴社の発行する仮想通貨であるアメゴールドを購入する際には、下記画面（以下、「確認画面」といいます）のように、親権

者の同意を得ている旨、確認画面の「はい（同意します）」をクリックする仕組みになっており、親権者の同意がないにもかかわらずクリックする行為は、民法21条に定める詐術に該当するので、かかる場合における未成年者を理由とする取消は認められない旨、貴社は繰り返し述べられています。

しかしながら、確認画面は、記載内容を理解できるとは思えない低年齢の未成年者も一律にその対象としており、かつ、その記載内容も、親権者の同意がないにもかかわらず「はい」をクリックする行為が詐術に該当する旨明確に記載されておらず、さらに、単に「はい」をクリックする行為が親権者の同意を得ているとの信頼を惹起するものとは言えないものであり、したがって、未成年者が親権者の同意を得ていない場合であっても、確認画面の「はい」をクリックするだけの行為が一律に「詐術」に該当するとは到底言えません。

※本メッセージは登録情報に基づき、未成年の方の決済時に必ず表示しています。

※アメゴールドの購入には、本当の「お金」が必要です。

※アメゴールドの金額を確認してから購入してください。

**あなたは今から本当の「お金」を使います。**

- わたしは「10」才です。
- わたしはこれからほんとうのお金を使うことをわかっています。
- お父さん・お母さんにお金を使うことを話しておゆるしをもらっています。

※家族であってもクレジットカードは勝手に使ってはいけません。

全部わかっていて、うそをついていません。

はい（同意します）

いいえ（同意しない）

2 したがって、未成年者が親権者の同意を得ていないにもかかわらずアメゴールドを購入する際に、確認画面の「はい（同意します）」をクリックしたとしても、民法21条に定める詐術に該当せず未成年者取消が認められる場合は依然として存在します。

民法5条2項は、未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った行為については、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為を除いて、これを取り消すことができると定めています。

本規約「3. アメゴールド（購入）」では「（3）会員が20歳未満である場合、必ず親権者の同意を得た上で、アメゴールドの購入を行っていただくものとします。」と定めておりますが、本条項によれば、未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った購入契約についても、「本ガイドラインに違反し」た場合になると解され、その取消を認めないという定めになっており、これは上記民法5条2項に違反し、当該条項は、これを含んだ利用契約が締結されることによって未成年者を理由とする取消ができなくなるという重大な効果を発生させるものであるところ、当然に民法の定める基本原則に反し、消費者の利益を一方的に害するものとして、消費者契約法10条により無効となると解するべきであります。

以上のとおり、貴社の上記条項は無効な部分を含んでおり、当会は、消費者契約法第12条3項、同第41条に基づき、請求の要旨のとおり、請求します。

第4 訴えを提起する予定の裁判所  
東京地方裁判所

以上